

授業料等減免制度のご案内（概要）

この制度は、経済的に困難な状況にある学生に対し、職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の拡大を図るための授業料等（授業料・入校料）の減額・免除制度です。

1 認定要件

次の①～③の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件

詳細は、割愛

② 学業成績等に関する要件

学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

その他詳細は、割愛

③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる、基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が、下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に4分の3を乗じて得た額を用いることとする。

区 分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	全額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3
（多子世帯）（※）	所得制限なし	全額

※ 生計維持者の扶養親族（生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）数が **3人以上** である世帯

※ 多子世帯の判断はすべての生計維持者の課税（所得）証明書により証明されている扶養家族の「子ども」の数により判断されます。

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が2人以下の場合 : 5,000 万円未満

多子世帯の場合 : 3 億円未満

以降 詳細は割愛

2 減免額

① 減免の対象となる授業料等

減免の対象範囲は「授業料」、「入校料」であり、実習費などとして「授業料」「入校料」と

は別に徴収されているものは含まれません。ただし、入校料の減免が受けられるのは、入校直後の申請期間（４月）に減免申請を行って認定を受けた者に限ります。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額

授業料等減免の額は、当該学生に係る次表の授業料及び入校料の額となります。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生）（※）

課 程	入校料	授業料（年額）
専門課程	169,200 円	390,000 円

③ 住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の学生に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下、「準ずる世帯」という。）の学生に対しては、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額の３分の２の額（第Ⅱ区分）又は３分の１の額（第Ⅲ区分）を減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生）（※）

課 程	第Ⅱ区分（第Ⅰ区分の 2/3）		第Ⅲ区分（第Ⅰ区分の 1/3）	
	入校料	授業料（年額）	入校料	授業料（年額）
専門課程	112,800 円	260,000 円	56,400 円	130,000 円

（※）授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、１学年において２回実施されるため、減免額は１回につき、上記②、③の表の半期分の額となります。

④ 多子世帯の学生に対する減免額

多子世帯に属している世帯の学生に対しては、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額と同様に全額を減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（多子世帯に属している世帯の学生）

課 程	多子世帯	
	入校料	授業料（年額）
専門課程	169,200 円	390,000 円

（※）授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、１学年において２回実施されるため、減免額は１回につき、上記②、③の表の半期分の額となります。

以上 概要ですが、申請に当たっては、申請書類、申請手続き等について、詳しくご説明いたします。